

令和2年4月22日

関係者 各位

一般社団法人 日本レジャーホテル協会
会長 清水 祐侍

本部所在地 東京都千代田区四番町 11-3
連絡先電話番号 03-6261-2183

持続化給付金及び休業補償等に関する要望書

要旨

持続化給付金及び休業補償等の受給について、旅館業法に基づく許可を取得して旅館・ホテル営業を営むレジャーホテル業者に対して、他の旅館・ホテル業者と異なる差別的な取り扱いをすることなく、同等の取り扱いをして下さいますよう要望いたします。

理由

- 1、今般の新型コロナウイルス感染症により旅館・ホテル業界は大打撃を受けております。緊急事態宣言以降、休業要請のないレジャーホテル業者においても直近売上は下落し続けており、前年比90%もの減少に陥る事業者が全国で急増しております。
- 2、レジャーホテル業はお客様が来店しなくとも、建物設備リース費用や維持管理労務、借地代等を含む固定費が発生し続けるため、多額の運転資金が必要となります。収束後の事業継続を夢見て、経営者は生活資金を運転資金に回しながら事業を維持し、感染拡大の防止に日々奮闘しております。
- 3、経営者とその家族が人間的な生活を続けていくためにも、そして感染拡大収束後に向けて事業を維持して地域に貢献し続けるためにも、一時的な資金が不可欠です。
- 4、他方、過去の雇用関係助成金の不受給経緯を鑑みて、持続化給付金や休業補償等についても同様に、旅館・ホテル業者のうちレジャーホテル業者のみがその対象から除外される恐れがあります。
- 5、そこで、店舗型・風俗特殊営業届出店舗を含むすべてのレジャーホテル業者が、持続化給付金および各都道府県によるホテル旅館への休業要請の際の休業協力金について、差別なく受給できるよう強く要望いたします。
- 6、不受給となるのであれば事業継続はより困難となり、1兆円産業ともいわれるレジャーホテル業界に携わる14万人もの従業員の解雇や、取引先との契約解除など、業界周辺関係者の停頓も避けられません。
- 7、レジャーホテル業者はすべて国が定める旅館業法に基づく許可を取得して旅館・ホテル営業を営む者であり、宿泊予約サイトを導入するなどしてオリンピックに向けた訪日外客の受入れにも積極的に取り組んでまいりました。
- 8、今後より一層訪日外客の受入れを強化していくなかで、苦境に立つレジャーホテル業者の経営環境を整備していただきたくお願い申し上げます。

以上